

請求の範囲

- [請求項1] 含水有機物から得られる粉末体であって、
水分率が20 [%] 以下で、かつ、中温性好気性菌の菌数が 10^5 /g 以下であり、
示差熱分析法において発熱最大ピークが300 [°C] 以上で検出される、粉末体。
- [請求項2] 前記示差熱分析法において発熱最大ピークが350 [°C] 以上700 [°C] 以下で検出される、
請求項1 に記載の粉末体。
- [請求項3] 肥料、飼料、又は、成形体の原料として用いる、
請求項1 又は2 に記載の粉末体。
- [請求項4] 前記含水有機物が、野菜くず、果実くず、剪定草、飲料抽出後の有機物残渣、肉くず、魚くず、汚物及び廃棄食品のうちいずれかである、
請求項1 ～3 のいずれか1 項に記載の粉末体。
- [請求項5] 前記飲料抽出後の有機物残渣は、リンゴ粕、ミカン粕、葡萄粕、グレープフルーツ粕、桃粕、ニンジン粕、ピーマン粕、酒粕、緑茶粕、麦茶粕及びコーヒ粕のうちいずれかである、
請求項4 に記載の粉末体。
- [請求項6] 前記水分率、前記中温性好気性菌の菌数、及び、前記示差熱分析法による発熱最大ピークの検出温度が、製造から1 年間、常温にて放置していたときの測定結果である、請求項1 ～5 のいずれか1 項に記載の粉末体。
- [請求項7] 含水有機物から粉末体を製造する製造方法であって、
前記含水有機物を処理槽内に収容する収容工程と、
前記含水有機物を前記処理槽内で攪拌しながら加熱し、かつ、前記処理槽内から気体を1 [m³/min] 以上300 [m³/min] 以下で排気して、イオン密度が200万 [pcs/cc] 以上のイオ

ンガスを $1 \text{ [m}^3/\text{min}]$ 以上 $300 \text{ [m}^3/\text{min}]$ 以下で前記処理槽内に供給することで、前記含水有機物の水分子を分離させ前記含水有機物に含まれる水分を蒸発させる処理をして前記粉末体を製造する処理工程と、

を備える、粉末体の製造方法。

[請求項8]

前記処理工程は、

前記含水有機物の処理中、前記処理槽内の温度を $25 \text{ [}^\circ\text{C}]$ 以上 $70 \text{ [}^\circ\text{C}]$ 以下の範囲で推移させ、

前記処理を、2時間以上70時間以下の時間、連続して行う、

請求項7に記載の粉末体の製造方法。

[請求項9]

請求項7又は8に記載の製造方法によって製造された、粉末体。